

## 令和 7 年度溶出試験等分析委託単価契約書

委託者公益財団法人愛知臨海環境整備センターを甲とし、受託者 \_\_\_\_\_ を乙として、甲乙両当事者間において、次のとおり溶出試験等分析委託単価契約を締結する。

(分析委託単価)

第 1 条 単価契約する分析の項目及び単価は別紙 1 ～ 3 の分析単価表のとおりとする。

(分析委託内容)

第 2 条 分析委託内容は、別紙令和 7 年度溶出試験等分析委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(契約の期間)

第 3 条 契約の期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

(分析代金)

第 4 条 分析代金は分析金額と取引に係る消費税及び地方消費税の額の合計とする。

2 前項の取引に係る消費税及び地方消費税の額は分析金額に 100 分の 10 を乗じて得た額とする。

3 第 1 項の分析金額は別紙分析単価表の分析項目ごとの単価に第 2 条に基づく仕様書に定める分析依頼書により依頼された同種類の分析項目の合計数量を乗じた金額の合計（1 円未満の端数金額は切り捨てる。）とする。

(契約保証金)

第 5 条 契約保証金は、全額免除とする。

(契約単価の変更)

第 6 条 契約単価は、分析結果報告書又は計量証明書の提出に至るまで、その他一切の経費を含むものとし、契約期間中に変更することはできない。ただし、経済事情の変更その他やむを得ない事情があるときは、甲、乙協議して改訂することができる。

(権利義務の譲渡等)

第 7 条 乙は、この契約から生ずる一切の権利又は義務を第三者に譲渡してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

(秘密の保持)

第 8 条 乙は、この契約の履行に際して知り得た個人情報その他の事項を第三者に漏えいしてはならない。

(報告の徴収等)

第 9 条 甲は、必要があるときは、乙に対し、分析の実施状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な指示をすることができる。

(分析結果報告書又は計量証明書の提出及び審査)

第10条 乙は、分析を依頼した廃棄物溶出試験等の分析結果を仕様書に定める期限までに分析結果報告書又は計量証明書を提出しなければならない。

2 甲は、分析結果報告書又は計量証明書を受理したときは、10日以内にその内容を審査しなければならない。

3 甲に分析結果報告書又は計量証明書を提出してから10日以内に乙に対して甲から再調査の指示がない場合は、当該調査は合格したものとする。

(再分析)

第11条 甲は、前条第2項の規定による審査の結果、必要があると認めたときは、乙に対して期日を定めて再分析させることができる。この場合において、再分析に要する費用は乙の負担とする。

2 前条の規定は、前項の再調査について準用する。

(履行遅延の場合における違約金)

第12条 甲は、乙の責めに帰すべき理由により第2条に基づく仕様書の期限までに分析結果又は計量証明書が報告されない場合は、遅延日数に対し、年2.5パーセントの割合で計算して得た額に相当する違約金を徴収して期限を延長することができる。

(完了報告書の提出及び審査)

第13条 乙は、分析実績を半期ごとに取りまとめ、完了報告書として、遅滞なく甲に提出しなければならない。

2 甲は審査の結果その内容がこの契約の目的を達成していると判断したときは、乙に対し、審査合格の通知をするものとする。

(分析委託料の支払)

第14条 乙は、前条第2項の通知を受けたときは、支払請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、乙の提出する適法な支払請求書を受理したときは、その日から30日以内に分析委託料を乙に支払うものとする。

3 甲は、前項の規定による支払いを遅延したときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定に基づいて、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算して得た金額に相当する遅延利息を受注者に支払うものとする。

(損害の負担)

第15条 乙又は乙から権利義務を譲り受けたる者は、その責めに帰すべき事由により、甲に損害を与えたときは、これによって生じた現実の直接損害を甲に賠償しなければならない。

(契約の解除)

第16条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告をしないでこの契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、その責を負わないもの

とする。

- (1) この契約の条項に違反したとき。
- (2) 契約の履行に関し、不正な行為があったとき。
- (3) 正当な理由なく期限内に契約を履行しないとき、又は履行する見込みがないと認められたとき。
- (4) 契約解除の申立てをしたとき。

2 甲は、前項の規定により契約を解除した場合は、契約が解除された日までに乙が行った分析が既にあるときはこれを調査し、相当代価を乙に支払うことができる。

(損害賠償)

第17条 前条第1項の規定により契約を解除した場合、乙は甲に生じた損害を賠償しなければならない。

(公益財団法人愛知臨海環境整備センター財務規程の準用)

第18条 この契約の条項に定めるもののほかは、公益財団法人愛知臨海環境整備センター財務規程に定めるところによるものとする。

(紛争の処理)

第19条 この契約の履行に関し紛争が生じたときは、公正な第三者を選定し、当事者と協議・解決を図るものとする。

(協議)

第20条 この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和7年4月1日

甲 委託者 知多郡武豊町字三号地1番地  
公益財団法人愛知臨海環境整備センター  
理事長 竹鶴隆昭

乙 受託者

## 廃棄物の溶出試験等分析単価表

分析項目		通常単価(円)
溶 出 試 験	検液作成(金属及び農薬)	
	アルキル水銀化合物	
	水銀又はその化合物	
	カドミウム又はその化合物	
	鉛又はその化合物	
	有機りん化合物	
	砒素又はその化合物	
	六価クロム化合物	
	シアン化合物	
	PCB	
	チウラム	
	シマジン	
	チオベンカルブ	
	セレン又はその化合物	
検液作成(揮発性有機化合物)		
トリクロロエチレン	1項目	
テトラクロロエチレン	2項目同時	
1,1,1-トリクロロエタン	3項目同時	
四塩化炭素	4項目同時	
ジクロロメタン	5項目同時	
1,2-ジクロロエタン	6項目同時	
1,1-ジクロロエチレン	7項目同時	
シス-1,2-ジクロロエチレン	8項目同時	
1,1,2-トリクロロエタン	9項目同時	
1,3-ジクロロプロペン	10項目同時	
ベンゼン	11項目同時	
1,4-ジオキサン	12項目同時	
含 有 量 試 験	総水銀	
	ダイオキシン類	
検 査 の 他 の 項 目	pH	
	含水率	
	熱しゃく減量	
	総発熱量	

(注)単価には消費税及び地方消費税を含まない。

## 土壌の溶出試験等(土壌汚染対策法)分析単価表

分析項目		通常単価(円)
溶出試験	検液作成(金属及び農薬)	
	アルキル水銀化合物	
	水銀及びその化合物	
	カドミウム及びその化合物	
	鉛及びその化合物	
	有機りん化合物	
	砒素及びその化合物	
	六価クロム化合物	
	シアン化合物	
	PCB	
	チウラム	
	シマジン	
	チオベンカルブ	
	セレン及びその化合物	
	ほう素及びその化合物	
	ふっ素及びその化合物	
溶出試験	検液作成(揮発性有機化合物)	
	トリクロロエチレン	1項目
	テトラクロロエチレン	2項目同時
	1,1,1-トリクロロエタン	3項目同時
	四塩化炭素	4項目同時
	ジクロロメタン	5項目同時
	1,2-ジクロロエタン	6項目同時
	1,1-ジクロロエチレン	7項目同時
	1,2-ジクロロエチレン	8項目同時
	1,1,2-トリクロロエタン	9項目同時
	1,3-ジクロロプロペン	10項目同時
	ベンゼン	11項目同時
	クロロエチレン	12項目同時
含有量試験	水銀及びその化合物	
	カドミウム及びその化合物	
	鉛及びその化合物	
	砒素及びその化合物	
	六価クロム化合物	
	シアン化合物	
	セレン及びその化合物	
	ほう素及びその化合物	
ふっ素及びその化合物		

(注1) 単価には消費税及び地方消費税を含まない。

(注2) 溶出試験の検定方法は、「土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件(平成15年3月6日環境省告示第18号)」による。

(注3) 含有量試験の検定方法は、「土壌含有量調査に係る測定方法を定める件(平成15年3月6日環境省告示第19号)」による。

## 土壌の溶出試験等(海洋汚染防止法)分析単価表

分析項目		通常単価(円)	
溶出試験	検液作成(金属及び農薬)		
	アルキル水銀化合物		
	水銀又はその化合物		
	カドミウム又はその化合物		
	鉛又はその化合物		
	有機りん化合物		
	砒素又はその化合物		
	六価クロム化合物		
	シアン化合物		
	PCB		
	チウラム		
	シマジン		
	チオベンカルブ		
	セレン又はその化合物		
	ふつ化物		
	銅又はその化合物		
	亜鉛又はその化合物		
	ベリリウム又はその化合物		
	クロム又はその化合物		
	ニッケル又はその化合物		
	バナジウム又はその化合物		
	ダイオキシン類		
	検液作成(揮発性有機化合物)		
	トリクロロエチレン	1項目	
	テトラクロロエチレン	2項目同時	
	1,1,1-トリクロロエタン	3項目同時	
	四塩化炭素	4項目同時	
	ジクロロメタン	5項目同時	
1,2-ジクロロエタン	6項目同時		
1,1-ジクロロエチレン	7項目同時		
シス-1,2-ジクロロエチレン	8項目同時		
1,1,2-トリクロロエタン	9項目同時		
1,3-ジクロロプロペン	10項目同時		
ベンゼン	11項目同時		
1,4-ジオキサン	12項目同時		
含有量試験	有機塩素化合物		

(注1) 単価には消費税及び地方消費税を含まない。

(注2) 検定方法は、「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法(昭和48年2月17日環境庁告示第14号)」による。